

令和6年度 福津市障害者虐待防止研修(基礎編)



福津市基幹相談支援センター

説明 坂口 万里菜

資料作成 小石原 宏明

福津市障害者虐待防止センター (福津市基幹相談支援センター)

【 TEL 】 (0940) 62-6004

【 FAX 】 (0940) 62-6009

【メール】 kikan@fukutsu-shakyo.or.jp

【住所】 福津市手光南2丁目1-1 ふくとぴあ2階
福津市社会福祉協議会内

※福津市基幹相談支援センターと同じ番号になります。



【正式名称】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (H24.10/1施行)

【目的】 障害者虐待防止法 第1条

障害者に対する**虐待が障害者の尊厳を害するもの**であり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する**虐待の禁止**、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する**保護及び自立の支援**のための措置、**養護者に対する支援**のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【障害者とは】

身体障がい

知的障がい

精神障がい
(発達障がい)

その他心身の機能の障害がある者

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人※障害者手帳を取得していない場合や、18歳未満の者も含まれます。

【虐待をしている人】

養護者

障害者の身辺の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。

障害者福祉施設従事者

障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人。

使用者

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

【虐待の禁止】法第3条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

【早期発見】法第6条

国及び地方公共団体の障害者福祉に事務を所掌する部局、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

【障害者虐待の種類】

身体的虐待	痛みを与える暴行を加えたり、正当な理由がないのに体を動かさないようにする。 殴る、蹴る、つねる、無理に引っ張る、しばる、閉じ込める、不要な薬を飲ませる。 身体拘束も含む
心理的虐待	侮辱することばや拒否、差別するようなことばや態度などで、精神的に苦痛を与える。 どなる、ののしる、悪口を言う、無視する、他の人と差別する、子ども扱いする。
性的虐待	わいせつな行為をしたり、させたり、見せたりする。 体を触る、服を脱がせる、キスをする、性器をさわる、性交、わいせつな話をする、わいせつな写真や映像を見せる。
放棄・放任 ネグレクト	食事、排泄、着替え、入浴など世話をせず、心身を衰弱させたり、長時間放置する。 十分な食事を与えない、不潔な体・環境で生活させる、必要な医療や教育・福祉サービスを受けさせない。虐待を受けていることを放置する。
経済的虐待	障害者の年金や財産を本人の同意なしに使うことや、必要な金銭を与えない。 障害年金や預貯金、貸金、年金を勝手に使う。日常生活に必要な金銭を渡さない。

【身体拘束】

「**正当な理由なく**障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当

身体拘束は、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害することです。

- ・身体的な弊害：関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等
- ・精神的な弊害：意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛等



- ・家族にも大きな精神的負担になる。
- ・職員等は自らの支援に自信がもてなくなり、モチベーションの低下や支援技術の低下を招くなどの悪循環を引き起こす。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成 13 年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

【やむを得ず身体拘束を行う場合（条件）】

- ①切迫性 本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
また、拘束の方法も最も制限の少ない方法を選択する必要がある。
 - ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること(必要とされる最も短い拘束時間)。
- この3つ要件全てを満たす必要がある。

【やむを得ず身体拘束を行う場合（判断）】

- ①組織による決定（決定を行う組織体制、緊急の判断の条件を明記）
個別支援計画への記載（個別支援会議で慎重に議論し詳細に記載）
- ②本人・家族への十分な説明（承諾書）
- ③行政への相談、報告
- ④必要な事項の記録（客観的な拘束状態の記録を残す）

【指針となる資料(厚生労働省)】

- 「身体拘束ゼロへの手引き」

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf)

- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和5年7月版)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>)

【通報義務】法第7条

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」



- 虐待を受けたと「と思われる」という段階での通報
- 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

「通報は全ての人を救う」

虐待に気付いても、軽微なものであれば虐待者や施設等を守るために通報しない、ということがありました。しかし、軽微な段階で通報することで、利用者の被害を最小限に留め、虐待者の職員もやり直しの道が残され、施設等の処分や賠償責任も大きくなりません。さらに、再発防止に努め、支援の質の向上をめざす契機になるとも考えられます。通報がもたらす本質、その意義とは、「利用者、職員、施設、法人の全てを救う」ということなのです。

【通報の窓口と流れ】

福津市の相談・通報窓口は
福津市障害者虐待防止センターです



養護者による
障害者虐待

虐待発見

通報

市町村

- ①事実確認(立入調査等)
- ②措置(一時保護、後見申立)

障害者福祉施設従事者
による障害者虐待

虐待発見

通報

市町村

報告

都道府県

- ①監督権限等の適切な行使
- ②措置等の公表

使用者による
障害者虐待

虐待発見

通報

市町村

通知

都道府県

労働局
報告

- ①監督権限等の適切な行使
- ②措置等の公表

【通報後の通報者の保護】

通報したことが分かってしまうのではないかという不安。=心理的抑制

通報は匿名でも可能。
個人が特定されないように配慮をもって聴取。=心理的負担の軽減

【通報を理由とする不利益取扱いの禁止】

障害者福祉施設従事者等で職員が通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。と規定しています。

虐待をしているという「自覚」は問わない

自分がやっていることが虐待に当たると**気付いていない場合**もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、虐待行為に該当するのであれば通報すべき事案です。

障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと**認識できない場合**があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは**仕方がない**」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の権利擁護を中心に考える必要があります。

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

身体的虐待	刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
性的虐待	刑法第 176 条不同意わいせつ罪（←強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪） 第 177 条不同意性交等罪（←強制性交等罪・準強制性交等罪） ※「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第 66 号）」により 令和5年7月から罪名が変更
心理的虐待	刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
放棄・放置	刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
経済的虐待	刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

養護者の虐待について

養護者支援による虐待の防止

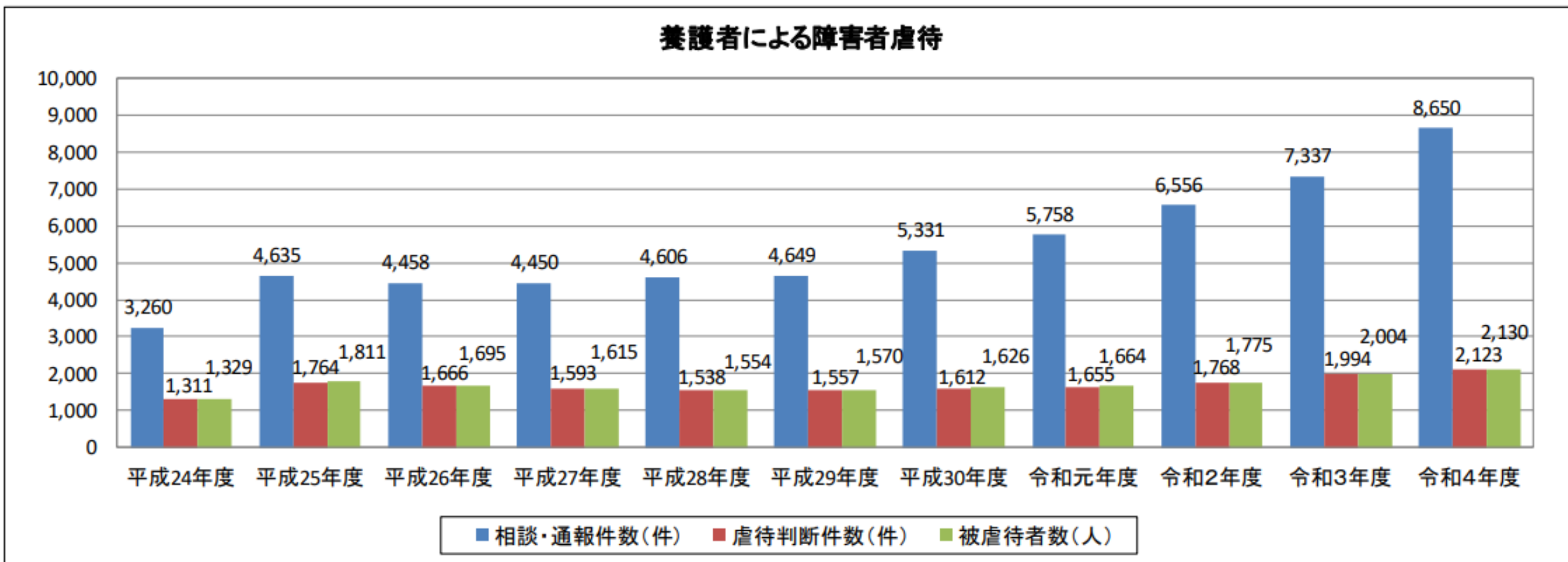
虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、**養護者自身が何らかの支援を必要としている**場合もある。

養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にある。

家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが虐待の防止に繋がります。

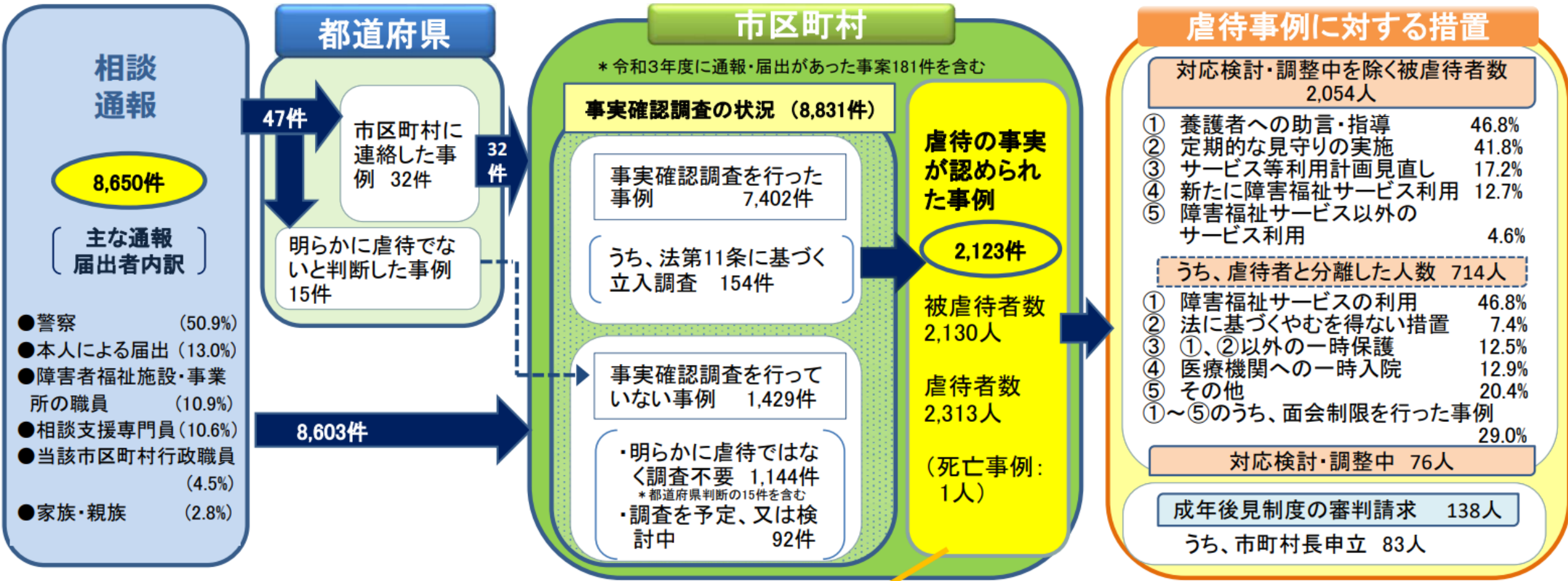
令和4年度 養護者による虐待 全国統計

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 養護者による虐待 全国統計



令和4年度 養護者による虐待 全国統計

虐待者(2,313人)

- 性別
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
兄弟(10.8%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被虐待者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
- 年齢
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
40～49歳(19.2%)

障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.0%	45.0%	43.4%	3.1%	2.4%

- 障害支援区分のある者 (49.3%)
- 行動障害がある者 (27.5%)
- 虐待者と同居 (85.3%)
- 世帯構成
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

障害者世帯を孤立させないために・・・

困り感を話せる関係性や情報支援、介護負担軽減を図る等の支援が必要。

施設従事者による虐待について

【障害福祉サービス事業者としての使命（倫理・価値）】

権利の主体者である福祉サービス利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力すること
「利用者のニーズベースの支援」「意思決定の支援」「説明のできる支援」「合理的配慮」を基本としたサービスの提供が求められます。

令和4年4月から虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化。

- ア 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催、その結果を、従業者に周知徹底を図ること
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことまた、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこと

具体的には

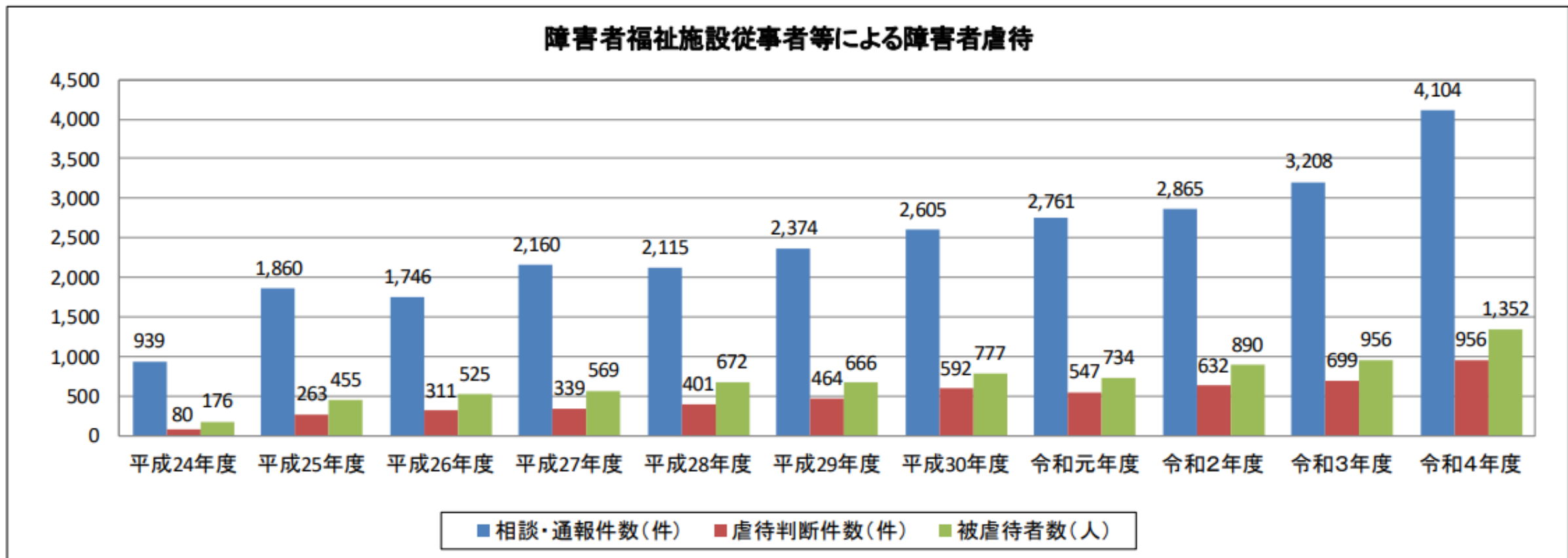
- ア 虐待の防止に関する担当者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること等を指します。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）が創設されました。

令和4年度 施設従事者による虐待 全国統計

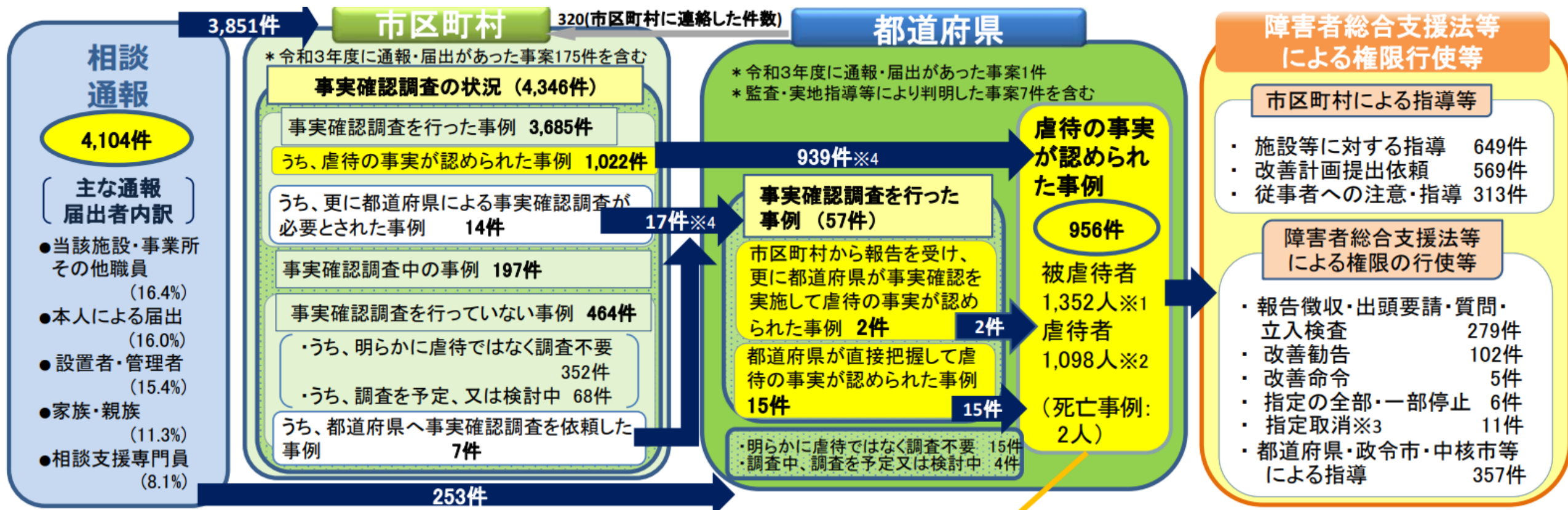
障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 施設従事者による虐待 全国統計



令和4年度 施設従事者による虐待 全国統計

虐待者(1,098人) ※2

- 性別
男性(69.9%)、女性(30.1%)
- 年齢
60歳以上(20.5%)、50～59歳(17.9%)、
40～49歳(17.8%)
- 職種
生活支援員(44.4%)、世話人(9.9%)、
管理者(7.9%)、その他従事者(7.1%)、
サービス管理責任者(6.5%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者(1,352人) ※1

- 性別
男性(63.6%)、女性(36.4%)
- 年齢
40～49歳(18.4%)、30～39歳(17.8%)、
20～29歳(17.2%)、50～59歳(17.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

施設従事者虐待の防止を図る上で、この発生要因を意識した研修の実施や取り組みが有効

使用者による虐待について

労働関連法規の遵守

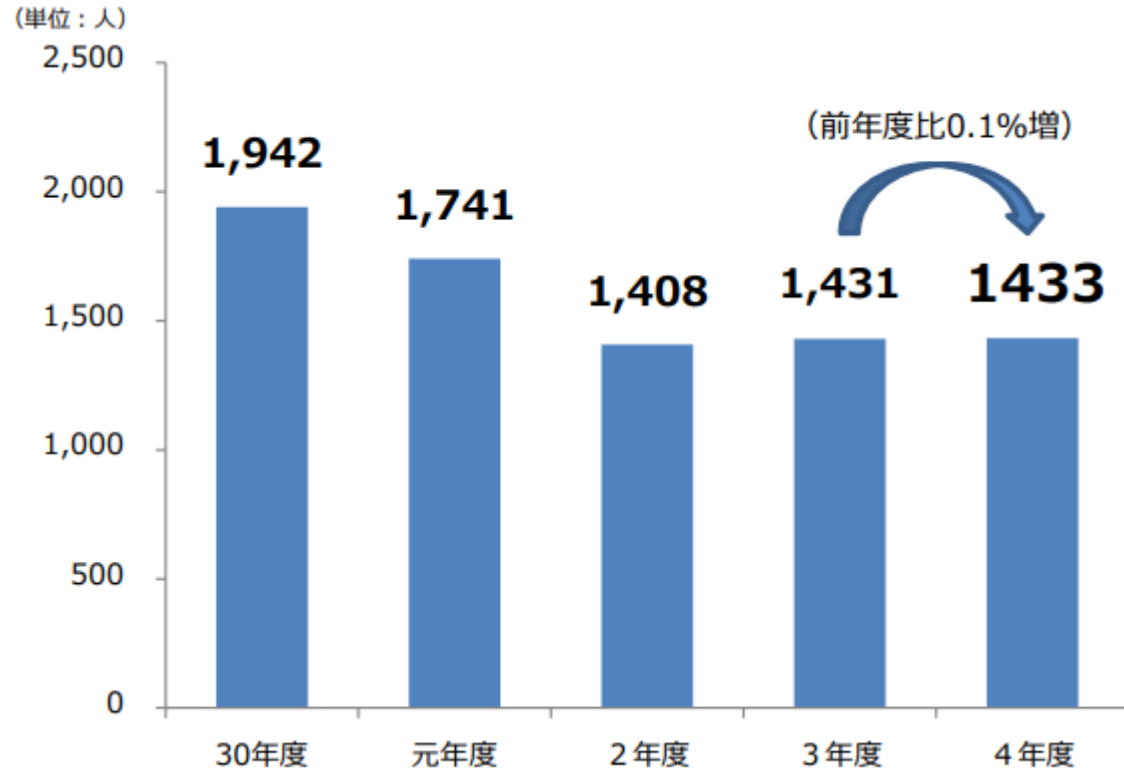
使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。

使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、**使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）**となっています。

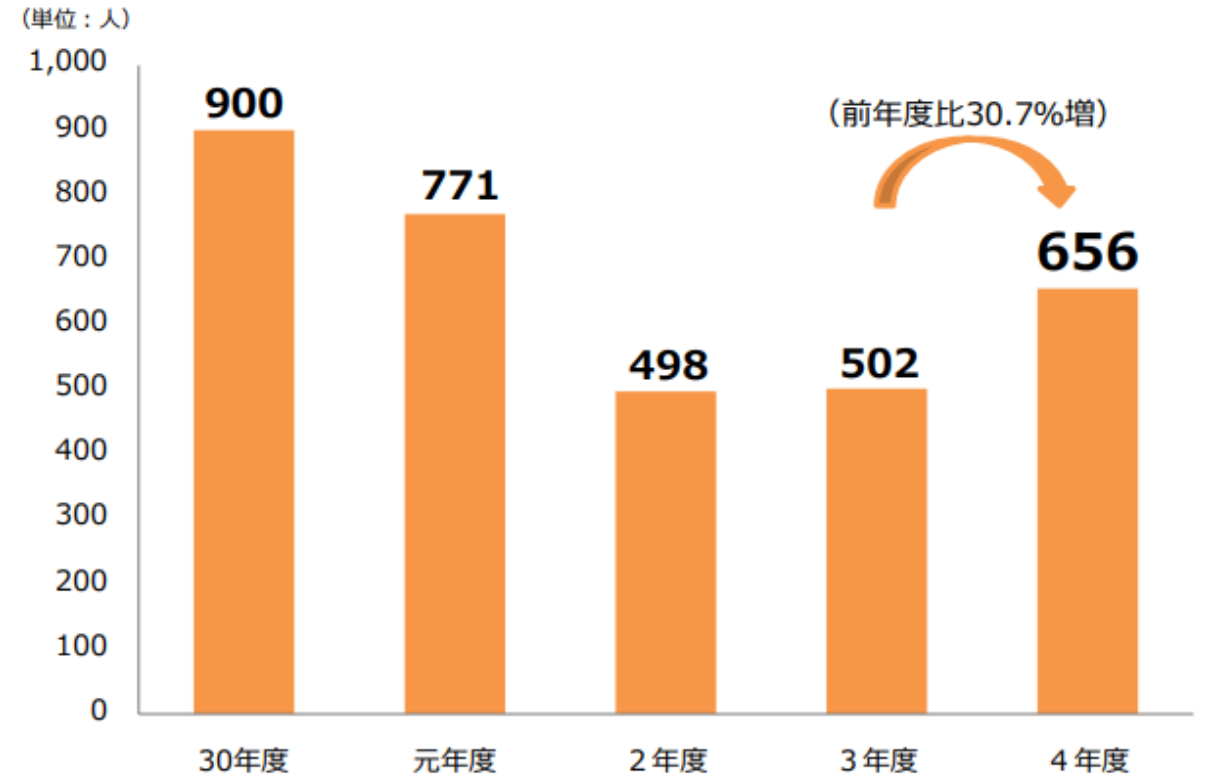
労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

令和4年度 利用者による虐待 全国統計

通報・届出の対象となった障害者数



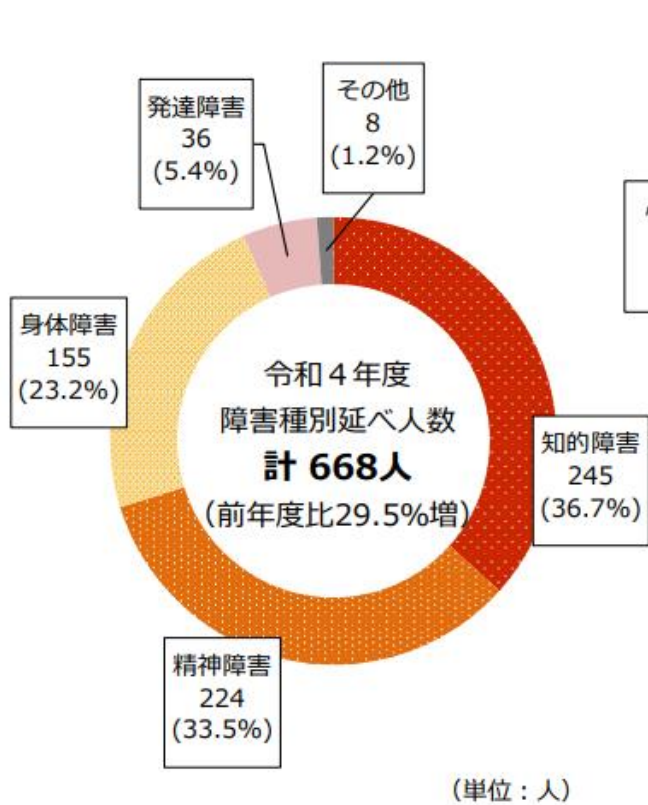
虐待が認められた障害者数



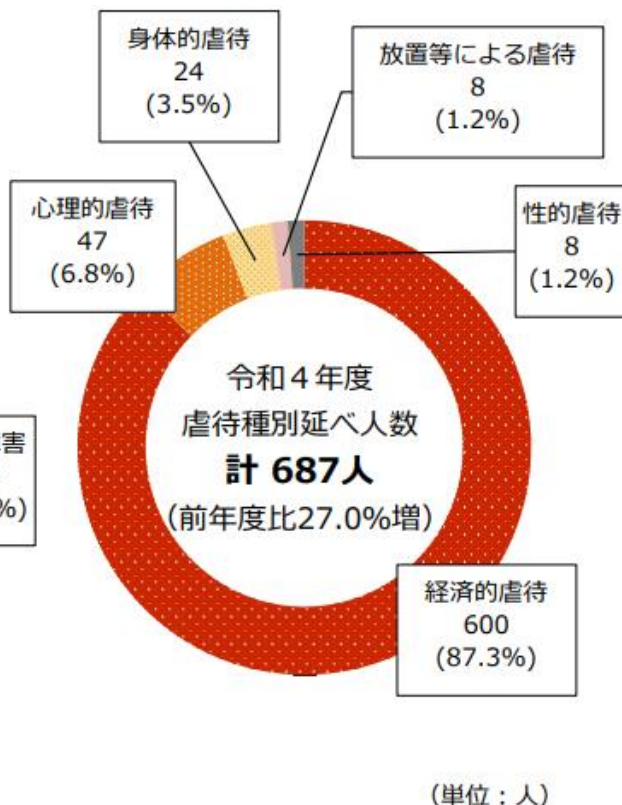
令和4年度 利用者による虐待 全国統計

虐待が認められた内訳

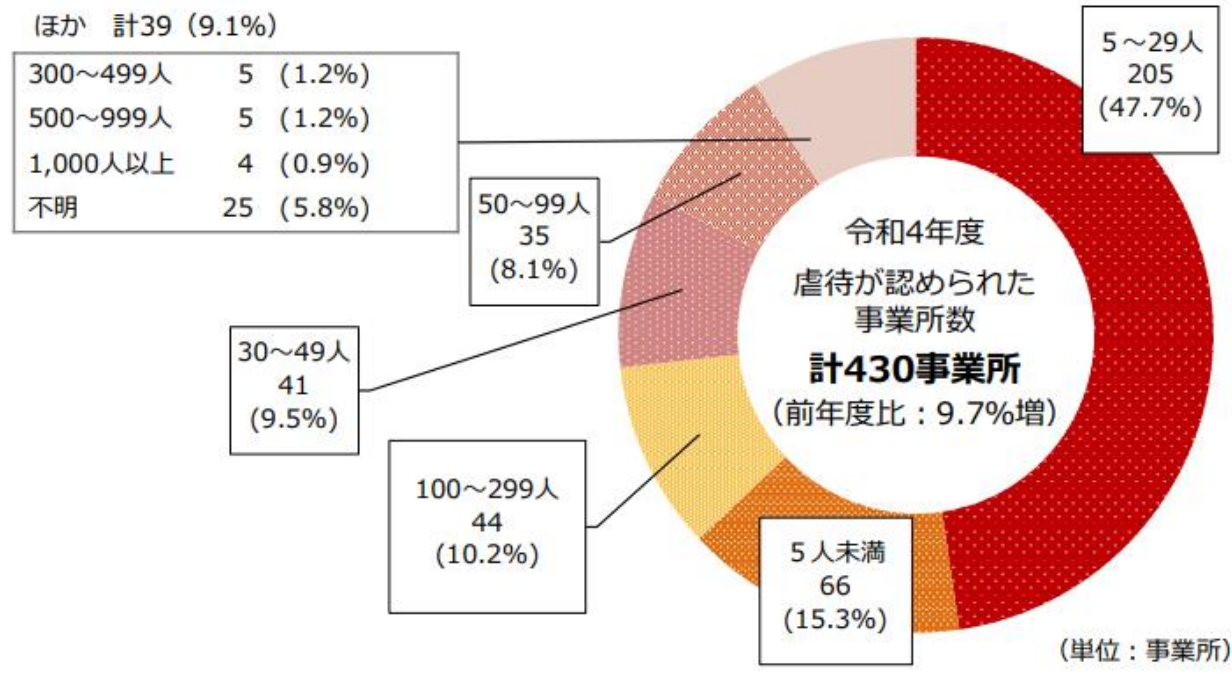
障害種別



虐待種別



規模数



- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。**精神科病院**における業務従事者※による**虐待を受けたと思われる**精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

福岡県精神障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル 092-643-3595
※受付時間 平日9:00～17:00 (土日祝日・年末年始休み)

最後に

空気のように当たり前**の価値観として**

虐待は障害者の「生きる力を奪うもの」、どのような虐待も決して許されない

一人ひとりの命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない

障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う